

令和6年度 第1回 葵西小学校運営協議会

日時：R6.5.10（金）14:00

会場：葵西小学校 2F 会議室

<次第>

（司会：教頭）

1 開会、開催要件の確認

2 校長挨拶及び委員任命書委嘱書交付

（校長）

3 自己紹介【資料1】

4 浜松市学校運営協議会規則確認【資料2】

（教頭）

5 会長の選出及び副会長の指名

6 議長の選出

7 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認【資料3・4・5】

（教頭）

8 熟議

（議長：委員）

（1）学校運営の基本方針について

（提案：校長）

（2）葵西小の子供たちの様子について

（提案：生徒指導主任）

（3）夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について【資料6】（教頭）

9 連絡事項

（教頭）

・ 今後の日程及び第2回学校運営協議会の議長の選出について

第2回 7月 5日（金） 13:30～15:30

第3回 10月 11日（金） 13:30～15:30

第4回 2月 14日（金） 14:00～16:00

※次回の熟議内容

※次回の議長選出（委員の互選による）

・ 年間計画、職員名簿【資料7】

10 お礼の言葉

（校長）

11 閉会

浜松市立葵西小学校運営協議会委員

(令和6年4月～令和9年3月)

No.	氏 名	ふりがな	種別	性別	肩書 等
1	長谷川 良樹	はせがわ よしき	1	男	地域住民 葵西自治会長 当協議会会長
2	古山 照美	こやま てるみ	1	女	地域住民 主任児童委員
3	石井 朋子	いしい ともし	3	女	学校支援コーディネーター
4	新木 智子	あらき ともし	2	女	R6年度葵西小PTA会長
5	辻岡 和代	つじおか かずよ	4	女	有識者 保護者
6	村井 レティシア	むらい れていしあ	4	女	NPO法人事務所
7	宮本 礼子	みやもと れいこ	2	女	R6年度葵西小PTA相談役

【規則種別】 ※ 1～3は、必ず1人以上を選定する。

- 1 地域住民（自治会役員等） 2 保護者（PTA役員等）
 3 対象学校の運営に資する活動を行う者（学校支援CD等）
 4 その他、校長が適当と認める者。

浜松市立葵西小学校運営協議会 オブザーバー

No.	氏 名	性別	肩書 等
1	嶋田 哲也	男	北部協働センター 所長
2	鈴木 克隆	男	北部協働センター コミュニティ担当

浜松市立葵西小学校運営協議会 学校職員

No.	氏 名	ふりがな	
1	水野 希樹	みずの よしき	校長
2	古橋 智一	ふるはし のりかず	教頭
3	夏目 千香子	なつめ ちかこ	教務主任 CS担当教職員
4	廣瀬 高志	ひろせ たかし	生徒指導主任
5	工藤 敬子	くどう けいこ	CSディレクター 校務アシスタント

浜松市教育委員会 教育総務課	鈴木 陽子（指導主事）
----------------	-------------

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立葵西小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 地域・学校と家庭で、子供たちの成長を見守り支援できるように、共通の目的や目標、連携について検討したい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長から丁寧な説明を受け、学校教育目標「自分らしく生き生きと表現する子」を理解・共感し、全ての委員が、保護者やそれぞれの立場から、めざす子供像を明確化することができた。
- 基本方針には運営協議会で話し合われたことが反映され、保護者にとって一層分かりやすい表現にすることができた。
- 信頼される学校、やりがいのある学校を目指していくことが理解できた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 話し合いや授業参観から、今後の課題などについて意見を交換することができた。
- 支援活動への直接的な結びつきには至らなかったが、熟議を重ねることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 学校のホームページで、協議の様子や会議録を公開し、情報発信が適切に行われている。一方、保護者の受け取り側としての反応が気になる。
- 地域に向けて、会議の概要を発信する機会を増やすことで、地域と子供との距離が近くなると思う。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 子供たちの安心安全な学校生活を充実させるために、学校・家庭・地域が連携をしてできる支援を検討したい。
- 子供たちの学びの様子を共有し、学校活動や学習活動の充実を図る検討をしたい。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

＜評価項目＞

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

（参考） ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

令和6年5月10日

浜松市立葵西小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 村井 眞美 様

浜松市立葵西小学校運営協議会
会長 長谷川 良樹

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和6年5月10日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- 北星中校区の目指す子供像「心優しく、たくましい子」を伸長させるために、葵西地区の「ひと・もの・こと」と触れ合い、子供の郷土愛を深めるべきである。
⇒ 郷土愛を深め葵西地区に対して更に誇りを持つように、園芸活動を通して、積極的に地域住民の人材活用をする場を設定する。